

郡山市総合計画策定委員会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、各部局に係る総合計画策定の調整及び資料の整備のため、庁内に設置する組織について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 前条の規定により設置する組織は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市総合計画策定委員会
- (2) 郡山市総合計画検討委員会

第3条 郡山市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 郡山市総合計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

(所掌事務)

第4条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 策定機関として、総合計画案を策定すること。
- (2) その他、総合計画案の策定に関し、必要な事項に関すること。

2 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 調整機関として、策定委員会で策定するための案を調整すること。
- (2) その他、総合計画案の調整に関し、必要な事項に関すること。

(策定委員会委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会の委員長は、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する政策開発部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

2 副委員長は、前項に規定する副市長以外の副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、策定委員会委員以外の職員又は関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討委員会)

第7条 検討委員会の委員長は、政策開発部次長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 第6条の規定は、検討委員会に準用する。この場合において、「策定委員会委員」とあるのは、「検討委員会委員」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

副市長、教育長、上下水道事業管理者、総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、環境部長、保健福祉部長、保健所長、こども部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、上下水道局長

別表第2（第3条第2項関係）

政策開発部次長、総務部総務法務課長、財務部財政課長、税務部市民税課長、市民部市民・NPO活動推進課長、文化スポーツ観光部文化振興課長、環境部環境政策課長、保健福祉部保健福祉総務課長、保健福祉部保健所総務課長、こども部こども総務企画課長、農商工部農業政策課長、建設構想部道路建設課長、都市構想部都市政策課長、会計課長、議会事務局総務議事課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、上下水道局総務課長